

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百九十九万二千八百四十八円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年七月二十二日
掲載頁 八十三頁（号外第一六二号）
令和八年九月四日

東京都渋谷区神南一丁目六番五号

株式会社m i g n
代表取締役 對間 昌宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百八十万円減少し九百二十万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年十月六日であり、株主総会の決議は令和八年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年九月四日
神戸市灘区城内通四丁目二一八二〇二

有限会社ケイランド
代表取締役 小林 敬司

準備金の額の減少公告

当社は資本準備金の額を六億六千五百六十四万四千九百三十三円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年九月四日
東京都渋谷区桜丘町九番八号

ジェイフロンティア株式会社
代表取締役社長執行役員 中村 篤弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百四十万円、資本準備金の額を一億四千五百二十一万九千九百十六円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年八月二十一日
掲載頁 二十三頁

令和八年九月四日

東京都豊島区東池袋三丁目二番一八号第一等原ビル三〇三号 e m o l 株式会社
代表取締役 千頭 沙織

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三十二万六千九百四十三円、資本準備金の額を二億三十二万六千九百四十二円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 千葉日報
掲載の日付 令和八年八月十三日
掲載頁 十五頁
令和八年九月四日

東京都港区芝大門一丁目一〇番四号

株式会社J H A T
代表取締役 平林 朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年九月四日
山形市あこや町三丁目一五番二八号

荻野建設株式会社
代表取締役 荻野 武好

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年九月四日
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目一〇番四号

大西金属株式会社
代表取締役 大西竜太郎

株式併合につき通知公告

当社は、普通株式七万七千九百二十八株を一株に併合することにしたので公告します。
なお、効力発生日は令和八年九月二十七日であり、同日における発行可能株式総数は百万株となります。

令和八年九月四日

神戸市東灘区向洋町中二丁目九番地の一
ファッションプラザ二階
株式会社スリーアロー
代表取締役 山田 和弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である梅田郁人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年九月四日
ホンコン・カオルン・クントン・ホントー
ロード・四四一四六・センチュリーセン
ター五階

カシマワークスジャパン株式会社
日本における代表者 梅田 郁人

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市垂水区狩台一丁目一六番一六〇一号 被相続人 亡 前川 邦男
右被相続人は令和八年四月十九日死亡し、その相続人は令和八年八月二十日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月四日
神奈川県横浜市中区尾上町一四一 関内
S T ビル五階 みなと横浜法律事務所
相続財産清算人 前川 和彦
代理人 弁護士 林 薫男

本籍神奈川県横浜市鶴見区上末吉一丁目二番、最後の住所東京都大田区西嶺町四番四二〇九号 被相続人 亡 堀口 真帆
右被相続人は令和八年三月八日死亡し、その相続人は令和八年八月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月四日
神奈川県横浜市中区高島二丁目一三番二号
限定承認者兼相続財産清算人 堀口 和磨
手続代行 者
神奈川県横浜市中区高島二丁目一三番二号
横濱駅前共同ビル司法書士法人オーション
代表社員 山崎亮太郎

本籍愛知県名古屋市中区大高台一丁目四〇四番地、最後の住所愛知県名古屋市中区大高台一丁目四〇四番地 被相続人 亡 南田 多雄
右被相続人は令和八年三月二十五日死亡し、その相続人は令和八年八月二十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月四日
愛知県名古屋市中区大高台一丁目四〇四番地
相続財産清算人 南田 明美

本籍大阪府藤井寺市北條町七六番地一、最後の住所大阪府南河内郡太子町大字春日二一〇番地の七 被相続人 亡 熊野 弘人
右被相続人は令和八年五月二十八日死亡し、その相続人は令和八年八月三十一日大阪家庭裁判所支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月四日
大阪府藤井寺市林一丁目一四一 一九
相続財産清算人 熊野 充

本籍愛媛県四国中央市金生町山田井一番地三、最後の住所愛媛県四国中央市三島金子一丁目八番三六号 被相続人 亡 星川 キヨ子
右被相続人は令和八年六月十二日死亡し、その相続人は令和八年八月二十日松山家庭裁判所西条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月四日
愛媛県四国中央市三島金子一丁目八番三六号
相続財産清算人 星川 勉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資一千五百六十四万一千口を消却することにしたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十月六日までに当社にご提出下さい。

令和八年九月四日
東京都中央区銀座一丁目六番一 一 号士志田
ビルディング三F 特定目的会社S R J I
取締役 中村 武